

平成12年8月1日

(社) 日本病院薬剤師会
会 員 各 位

(社) 日本病院薬剤師会
薬剤業務委員会
委員長 佐藤秀昭

注射薬調剤数の算定基準（案）について

今般、別紙のとおり注射薬調剤数の算定基準（案）をまとめました。

注射薬調剤は、今後の病院診療所薬剤師の業務に大きく影響するものと考えており、薬剤業務委員会としては、会員各位から多くの意見を戴き、十分な検討を行った上で最終的に注射薬調剤数の算定基準をまとめたいと考えています。つきましては、ご意見のある会員は、会員氏名、所属施設名を明記し、日病薬事務局薬剤業務委員会宛に、封書、FAX（03-3797-5303）又は e-mail（info@jshp.or.jp）にて、平成12年8月末日までにお送りください。

尚、今回の注射薬調剤数の算定基準（案）を作成するにあたって、注射薬調剤が各施設各自の方法で行われていることから、現状の業務の実態に合わせた算定での問題点を指摘していただけると幸いです。そして、今回各会員の先生方からいただいた意見を「注射薬調剤指針」の編集にも役立てたいと考えています。

多くの意見をお待ちしています。

注射薬調剤数の算定基準（案）

（社）日本病院薬剤師会 薬剤業務委員会

調剤数とは、昭和 55 年、（社）日本病院薬剤師会（日病薬）薬事制度委員会の「調剤数算定調査」に際し「調剤数とは調剤の件数のことであって、できあがった調剤数の数をいう」とした仮定義を正当な定義と仮定し、昭和 60 年日病薬薬剤業務委員会にて、内用薬、外用薬についての具体的な調剤数算定基準案が作成された（JJSHP. Vol. 22, No.2 : 109, 1986.）。

現在、注射薬についても医師の処方せんによる調剤が広く行われている。日病薬は、「注射薬調剤のあり方」のなかで入院患者への注射薬は原則「医師の処方せんにより、注射薬を調製し交付すること」と定めている。このような状況から、注射薬調剤の業務実態をよりの確に把握するための算定基準を、薬剤業務委員会にて協議し、下記にその調剤数算定基準（案）を作成した。

尚、注射薬調剤の業務量の算定には、薬剤師配置基準の見直しで「外来処方せん 75 枚に薬剤師 1 人」となり、調剤数から処方せん枚数に基づく基準とされたが、業務実態をよりの確に把握できる調剤数とした。

注射薬調剤数算定基準案

1. 注射薬調剤数

注射薬処方せんに基づき用法・用量等を検討したうえで処方ごとに調剤した 1 回投与分をもって調剤数 1 とする。

（註）

- 1) 調剤数という用語は、旧医療法施行規則第 19 条 3 項に用いられている医療法用語を用いた。しかし、同義語として、処方（調剤）件数（病院用語）、剤数（保険用語）が用いられる。
- 2) 注射薬調剤数の算定には、定期、緊急、臨時などの処方せんの区別はしない。
- 3) 用法・用量とは、投与時間、投与方法（皮下注、筋注、点滴、静注など）投与回数、などとする。

2. 注射薬混合調剤数

注射薬処方せんに基づき混合調製した 1 回投与分をもって混合調剤数 1 とする。

（註）

- 1) 注射薬混合調剤数は、注射薬処方せんに基づいて 2 種以上の注射薬を混合調製した件数とし、注射薬調剤数とは別に算定する。